

- 利用に当たって -

「みやぎの雇用と賃金」は、毎月勤労統計調査の宮城県の結果について、月報としてまとめたものです。下記事項と「毎月勤労統計調査の説明」に留意の上、御活用願います。

1. この月報の記述中、規模5人以上(又は規模30人以上)としている箇所は、事業所規模5人以上(又は事業所規模30人以上)と読み替えて使用願います。
2. 調査結果の概要は、主として規模5人以上の事業所の動向を記述しています。
3. 調査結果の概要は、特記しない限り、調査産業計の数値となります。
4. 増減率は指数による算出値で使用願います。(実数により算定した結果と一致しない場合があります。)
5. 指数及び比率等の算出は、次のとおりです。
 - 1) **名目賃金指数、労働時間指数、雇用指数**=(当月値÷令和2年平均値)×100
 - 2) **実質賃金指数**=[名目賃金指数÷消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合、仙台市分)]×100
 - 3) 入職率=調査期間中の増加常用労働者数÷前調査期間末常用労働者総数×100
 - 4) 離職率=調査期間中の減少常用労働者数÷前調査期間末常用労働者総数×100
 - 5) パートタイム労働者比率=パートタイム労働者数÷常用労働者総数×100
6. 統計表中の「-」は調査・集計を行っていないもの。「χ」は集計事業所数が僅少のため公表していないものです。
7. 第1種事業所(規模30人以上)は2、3年に一度行う“総入替え方式”から、毎年1月分調査時に行う“部分入替え方式”に平成30年から変更しており、平成31年1月に調査対象事業所全体の1/2を、令和2年1月から1/3ずつ抽出替えを行っています。
第2種事業所(規模5人以上29人以下)は毎年1月及び7月に調査対象事業所全体の1/3ずつ抽出替えを行っています。
8. 平成30年1月分から、常用労働者の定義[毎月勤労統計調査地方調査の説明 3-(4)参照]を変更しているため、時系列比較を行う場合には注意が必要です。
※ 平成29年12月分以前の定義:期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者や日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者。
9. 令和4年1月分から労働者数推計のベンチマークを「平成26年経済センサス-基礎調査」から「平成28年経済センサス-活動調査」へ更新したことに伴い、常用雇用指数及びその増減率を一部の期間について改訂しています。
10. 令和4年1月分から、令和2年基準に基準時を更新しているため、指標を過去(全期間)に遡って改訂しています。ただし、実質賃金指数を除き、増減率は改訂しません。実数値については原則として改訂を行わないこととしています。【基準時更新】

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、賃金、労働時間及び雇用について、宮城県における毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

この調査は、県内全事業所の約10万事業所(平成28年経済センサス-活動調査)のうち、日本標準産業分類に基づく16大産業(※)に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所から厚生労働大臣が指定(産業及び規模別に無作為抽出)した約800事業所について調査を行っています。

※「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品販貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(外国公務を除く)

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

「現金給与総額」とは…「きまつて支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額です。
(所得税、社会保険料、組合費等を含む)

「きまつて支給する給与」とは…基本給、家族手当、超過勤務手当など(労働協約、就業規則等によつてあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与)です。

「所定内給与」とは…「きまつて支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものです。

「超過労働給与」とは…超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当などです。

「特別に支払われた給与」とは…ボーナス、ベースアップの差額追給分、3か月を超える期間で算定される手当、一時的・突発的理由により支給される給与などです。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤したことです。事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にはなりませんが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となります。

(3) 実労働時間

「総実労働時間」とは…「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計時間です。

「所定内労働時間」とは…事業所の就業規則等で定められた始業時刻と終業時刻の間の休憩時間を除いた実際に労働した時間です。

「所定外労働時間」とは…早出、残業、臨時の呼出し、休日出勤等の労働時間です。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは…期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者です。

「一般労働者」とは…「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」以外の者です。

「パートタイム労働者」とは…1日の所定労働時間が一般労働者より短い者又は一般労働者と1日の所定労働時間が同じで1週の所定労働日数の少ない者です。

(5) 名目・実質賃金

「賃金指数」とは…ある基準(ここではR2年平均)の値を100として百分比で表した割合です。

※算出方法は前ページ「利用に当たって 5. 1), 2)」を参照してください。

「名目賃金」とは…受け取った賃金そのものを表しています。

「実質賃金」とは…物価変動を取り除いた購買力を表しています。

(6) 労働異動率(入職率、離職率)

「入職率」、「離職率」とは…前調査期間末の全常用労働者数に対する調査期間中に採用、転勤等で入職又は退職、転勤等で離職した常用労働者数の割合です。

※算出方法は前ページ「利用に当たって 5. 3), 4)」を参照してください。

4 調査結果の算定

調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものです。